

令和7年度 墨田区立墨田中学校 学校経営方針（案）

1 教育目標

一人一人がwell-beingを実現しSociety5.0という新たな社会に向けて、人格と力量の習得のため、人権尊重の精神と社会貢献の精神を基調として、知育・徳育・体育の調和のある人間教育の具現化を目指し、次の教育目標を掲げる。

自ら学び 心豊かで たくましい

2 目指す生徒像

- (1) 友達と会える、勉強や部活動など切磋琢磨できるなど、明日も学校に通うのが楽しみな生徒
- (2) 社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献しようとする生徒
- (3) 自ら考え判断し、時には協働的に取り組むなど、自ら学びに主体的に行動できる生徒
- (4) 人権尊重の精神をもち、自分を大切にするだけでなく、他者も大切に行動できる心豊かな生徒
- (5) 心身ともに健康で、挑戦や粘り強く取り組む生徒

3 目指す学校像

- (1) 生徒間、生徒と教師の心理的安全性が確保され、かつ誰一人取り残すことなく、生徒及び教師が笑顔で生活を送れる学校
- (2) 自他の人権を尊重し、自己肯定感や自己有用感が育つ学校
- (3) 成長の段階に応じて、授業や部活動等で心や体を育む学校
- (4) 確かな学力を身に付け、自ら考え、主体的に行動する生徒を育成する学校
- (5) 生徒のみならず、保護者や地域とも信頼関係が築かれ、地域と共にある学校
- (6) 働き方改革を推進し、教職員がやりがいをもち健康的に働ける学校

4 目指す教師像

- (1) 全ての生徒の心に寄り添い、粘り強く支援・指導し続ける教師
- (2) 生徒のみならず、保護者や地域とも信頼関係を率先して築き、よりよい学校、地域を築こうとする教師
- (3) 組織の一員として学校経営に進んで参画する教師
- (4) 探究心と向上心をもち、自己の資質・能力を高めるとともに、生徒のよさを引き出し、生徒の学力を伸ばせる教師
- (5) ICT 機器を生徒に活用させ、生徒の学びに向かう姿勢を育むとともに学力の向上が図れる教師

5 中期的目標と方策

本校は地域からの期待と区や地域から様々な支援を受け、教育活動を展開してきた。各教科・領域など教育課程全体と校務分掌などにおいては、更に質的な向上を図り、組織としての学校力を高めていく。

(1) 確かな学力の定着と向上

ア 【知識・技能の習得】 墨田区学力向上新3か年計画（第3次）等に基づき、墨田区学習状況調査等の結果を分析および実態把握を行い、改善された学習評価に基づく指導と評価の一体化

を目指した目標の明示など分かる授業の展開及び学習内容の定期的な振り返りを行う。また、全教員が墨中スタンダード（ver2）を基にした授業を行うとともに、Q u b e n a を授業や家庭学習で活用する。

イ 【思考力・判断力・表現力の育成】 主体的・対話的で深い学びの視点に立った「分かる・できる・定着する」授業改善を行う。その上で、「思考を促す」授業や理解度に応じた学習を行うとともに、協働的な学びや課題解決学習、パフォーマンステストなども行う。

ウ 【個別最適な学び】 生徒の特性や習熟度に合わせた指導・支援を行うとともに、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し、個別最適な学びの充実を図る。また、今年度は昨年度までの区研究協力校（2年間）で学んだ知見を生かし、「デジタルを活用したこれからの学び」について、学習指導力を深化させる。

エ 【主体的に進路を選択・決定する力の育成】 教育活動において、生徒から相談があった場合には、教師が決めるのではなく、生徒自身に「課題は何か」「どのように行動したら解決できるか」など考えさせ決断させ自己決定力を育てる。また、職場体験や上級学校訪問、地域等ゲスト・ティーチャーによる講演会など本校伝統の「ふれあい学習」の充実を図ることで、三年間を見通した進路指導計画に基づき、全教育活動を通して、自己の進路を主体的に選択・決定できる能力を育てる。

(2) 【豊かな心の育成に向けた取組の推進】

ア 【自立、社会貢献の精神や郷土愛の育成】 全教育活動を通じて生徒の自己肯定感や自己有用感を高める取組み及び意欲や探究心、粘り強さや協同性、時間管理等の「非認知的能力」を高める取組を行う。また、道徳教育や様々な行事における体験活動やキャリア教育を充実させ、生徒の豊かな心を育む。また、事後学習を行い、まとめとして生徒・保護者・地域向けに発表する「ふれあい学習発表会」を全学年設けることで、表現力を高め、学んだことをより深化させ、かつ地域への愛着や地域の一員としての意識を高めさせる。

イ 【全ての生徒にとって心の居場所となる温かい学校】 「生徒にとって行きたいと思う魅力ある学校」を実現するために、日頃から学校全体で生徒理解に努め、生徒や保護者に寄り添いながら支援・指導に努める。

ウ 【いじめ未然防止、早期発見・早期対応】 墨田区いじめ防止基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラム（平成30年改訂）に基づき、学校いじめ防止対策基本方針を策定し、見直しを行う。また、学校いじめ防止対策委員会を中心に、未然防止及び早期発見を重点的に取り組む。学校がいじめと認知した場合には、学年教員を中心に被害生徒の保護及び情報収集に努める。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや警察など外部機関との連携を図るとともに、特別支援教育委員会や校内適応指導教室（以下SSルーム）等とも連携しながら、組織的な対応・解決を図る。

エ 【不登校の未然防止と早期対応】 日頃から生徒理解を深め、不登校の未然防止に努めるとともに、不登校及び不登校傾向の見られる生徒については特別支援教育委員会において生徒の活動状況を共有するとともに、今後の支援について協議をする。状況に応じてスクールカウンセラーでの面接のほか、関係小学校、スクールソーシャルワーカー、区ステップ学級や区サポート学級、主治医など関係機関との連携を図り、不登校の未然防止や不登校傾向生徒への早期発見など、組織的な対応を図る。また、SSルームの体制を構築し、組織的な対応を推進する。

(3) 心身の健康・体力の保持増進のために

- ア 【健康に関する自己理解の深化】 学級活動等の充実を図り、風通しのよい人間関係をつくる。シャボテンログ (Web健康観察システム) を活用した生徒自身による健康状態の自己管理を行う。入力内容等で教師が異変を感じた際は、面接の実施など早期支援にあたる。また、体力テストの結果等の分析を踏まえた「体力向上プラン」を基にした一校一取組や保健体育科の授業、運動会やスキー移動教室など体育的活動での取組を通して、体力の向上を図る。
- イ 【災害への対応力の育成】 地域防災と連携して自分の身は自分で守る「自助」だけでなく、有事の際は地域のため何ができるかを考える「共助」の精神も育成する。災害に備える意識の向上を図るため、第2学年においてゲスト・ティーチャーによる講演会やDVDの視聴、避難所運営時に用いるテントの設置などを行う。また、中学生による自主防衛組織のメンバーは、墨田区総合防災訓練に積極的に参加する。

(4) 保護者や地域との連携

- ア 【情報の発信及び地域との協働】 学校だよりなど各種だより、COCOOや学校ホームページ、PTA運営委員会、学校運営連絡協議会等、様々な方法で自校の教育活動の状況を発信するとともに、青少年育成委員会など地域の教育力を積極的に活用する。
- イ 【関係機関との連携】 区立中学校授業公開や幼保小中一貫教育協議会、墨田区内中学校・高等学校連絡会等など、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校等や関係機関との連携を図る。

6 今年度の取組目標と方策

(1) 学習指導・進路指導について

- ア 【G I G Aスクール構想による一人1台端末を活用した教育活動】 一人1台端末の活用を図るための「すみだG I G Aスクール構想授業改善ロードマップ (令和3年1月)」を踏まえ、一人1台のタブレット端末や電子黒板を授業で効果的に活用し、学力の定着及び伸長を図る。また、タブレット端末を通して家庭学習を支援する。
- イ 【学習に対する意欲付け】 「墨中スタンダード (分かりやすい授業、柔軟性のある授業、協働的な学びの充実)」を基にした授業を実施し、自らの考えを広げ、多様な見方・考え方ができるような機会を設けるようにする。また、ミライシードやふりかえりシート、Q u b e n a等を用いて「学習のふりかえり期間」や「テスト前期間」を利用し、自発的な学習習慣を確立させる。
- ウ 【基礎・基本の定着】 「授業時数は引き続き確保」した上で、「放課後や長期休業中の補習指導」の充実に努め、基礎・基本の定着を図る。また、個に応じたきめ細かな指導をするために、数学と英語の教科指導では、東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインに基づいた少人数・習熟度別指導として、各学年2学級3分割、1学級2展開した授業を実施し、生徒の理解度や達成度に応じたきめ細かい指導を行う。
- エ 【家庭学習の充実】 予習・授業・復習の流れを身に付けさせるとともに、ロイロノートやミライシード、Q u b e n a等を効果的に活用し家庭学習の習慣化を図る。
- オ 【読書活動の推進】 各学級・学年での読書活動を奨励し、毎日の朝読書を通して読書の習慣化を図り、思考力、創造力、表現力等を育てる。また、図書委員会を主に奨励本を紹介・用意し、共読させることで、意見交換や対話のきっかけとする。また、国語科において、すみだ教育研究所「よむYOMUワークシート」を活用した授業を行う。

カ 【**学んだことを表現する機会の設定**】 各教科・各領域で「学んだことをもとに表現する（アウトプット）」ことに取り組み、共同性や表現力等を育む。表現の機会については、全学年年2回のふれあい学習発表会や墨田祭など、多くの機会をとらえて積極的に設定する。

キ 【**ICT機器の活用による学習の補償**】 不登校や感染症罹患など何らかの理由により学校に登校できない生徒に対して、タブレット端末を活用したりリモート授業の配信、ロイロノートやQubena等を活用して学習の保障を行う。

(2) 生活指導について

ア 【**基本的な生活習慣の確立**】 礼儀、挨拶、ルールやマナー、身だしなみ等の重要性と必要性を理解させ、身に付けさせることで、社会性や公平さを重んじる心、規範意識、自己肯定感や自己有用感の醸成を促す。

イ 【**不登校対応**】 興味関心をもてる・高まる授業等を行い、未然防止に努める。欠席があった際は、保護者への電話連絡を行い、3日連続して欠席した場合には家庭訪問を行い、生徒の状況を確認する。不登校傾向が見られる生徒に対しては、SSルームの利用について保護者と相談を行う。利用の際は、生徒の自主性を尊重し、生徒の状況に応じた対応とする。教科書やテキストの他、タブレット端末での自主学習とし、不登校生徒への支援にあたる。また、特別支援教育委員会を中心に不登校生徒やSSルーム通室生徒等の状況を共有するとともに支援の手だてを協議する。支援員との連携を図るとともにスクールカウンセラーによるアセスメントを月1回実施し、自主的な教室復帰に向けての支援を行う。さらに、長期不登校の生徒については、家庭訪問や電話連絡を行うほか、ロイロノート等も活用し、生徒・保護者と学校とのつながりが切れないように取り組む。また区ステップ学級や区サポート学級についても保護者に情報を提供し、入級に至る際は適切に対応する。

ウ 【**思いやりの心及び他者への尊重の育成**】 道徳や学級活動、休み時間や給食指導等、あらゆる場面を通して、生徒間、生徒と教師との関わりを積極的に増やすようにする。また、地域と連携した活動の機会を通して、生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、規範意識及び他者への思いやりの心を育む。

エ 【**いじめや問題行動への組織的な対応**】 いじめ総合対策（東京都教育委員会）、墨田区いじめ防止対策基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラム及び学校いじめ防止対策基本方針に基づき、学校いじめ防止対策委員会を中心とし、日常的な生徒の観察や定期的ないじめに関するアンケート調査の実施、年3回いじめ防止にかかる道徳の授業（内1回はいじめ防止授業地域公開講座）、セーフティ教室、SOSの出し方に関する教育など、いじめ防止に関する取り組みを組織的に行い、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、特に長期休業明けなどにおいて生徒の言動のわずかな変化などについて、毎週行う生活指導部会や特別支援教育委員会等で共有し今後の支援・指導について協議・実践し、「一人だけで」「担任をはじめとした情報を知り得た人だけで」等の抱え込まない状態をつくり、対応する。

オ 【**スクールカウンセラー等との連携の強化**】 不登校生徒をはじめ、心身に悩みを抱える生徒のケアを、学級担任をはじめとした全教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部機関との連携を図り、個別の状況に応じて面談を行う。また、新入生を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を5月から実施する。

カ 【**感染予防**】 保健委員会を主に日常的な手洗い、うがいを啓発し、実施する。また、インフルエンザやノロウイルス等が多い場合には感染予防策を実施する。

(3) 体力の向上と安全の確保について

- ア **【計画的な体力の向上】** 主に保健体育の授業で、体を動かすことへの関心を高め、運動が好きである生徒を増やす。また、生徒体力・運動能力調査の結果をもとに、計画的に補充運動を準備運動等に取り入れ、体力の向上を図る。
- イ **【施設設備の保全】** 生徒に校内の環境美化に努めさせるとともに、耐用年数を考慮した計画的な補修、備品購入を通して校舎の維持管理に努める。
- ウ **【計画的な避難訓練の実施】** 毎月、火災や地震など災害想定を意図的に計画した避難訓練を実施することで、生徒の災害に対する意識及び行動力を高める。また、墨田区総合防災訓練や地域で定期的に行われている防災訓練等に生徒も積極的に参加させていく。

(4) 特別支援教育の推進について

- ア **【特別支援学級における支援・指導】** 読み・書き・話すなどの基本的な力、健康でたくましい体力などの育成を図り、生徒の自立を目指した支援・指導を行うとともに、校内での交流及び共同学習、校外学習や宿泊行事などの体験活動を通して、社会生活を行う上で必要な力を身に付けさせる。
- イ **【通常学級に在籍している生徒への支援】** 特別支援学級との交流及び共同学習を通して通常の学級に在籍している生徒との関わりを深め、障害特性や相互の理解、思いやりの心を育てる。また、生徒及び保護者との相談の上、体験入級を通して、保護者の理解を得ながら適性にあった就学について行っていく。
- ウ **【障害特性の理解深化】** 毎週特別支援教育委員会を行い、障害特性の理解を深める。また、支援の手だてについて協議し、組織的な支援を図る。

(5) 保護者・地域等との連携について

- ア **【積極的な情報発信】** 学校の教育内容、教育活動に関する情報を積極的に保護者、地域に学校だよりや各通信、ホームページ、COCOO などを通して発信する。また、発信の際は、個人情報情報の適切な取り扱いのもと発信する。
- イ **【幼保小中の連携の活性化】** 幼保小中間での連携事業については引き続き実施するとともに、特に小中の連携について取組内容の見直しや精査し、充実を図る。

(6) 周年行事について

- ア **【開校 80 周年への準備】** 令和 9 年度墨田中学校開校 70 周年を迎えるにあたり、令和 7 年度はその準備期間とする。準備として、70 周年記念式典や記念誌など取組内容等について確認する。また、本校を含めた区内 5 中学校が周年行事を行うため、連携を図り、各校の取組内容を参考にす。確認した内容は、令和 8 年度に引き継げるよう、資料整理・作成等を行う。

(7) 服務について

- ア **【服務の厳正】** 教育公務員としての自覚をもち、服務の厳正に努める。特に個人情報の管理については、全教職員で事故防止に努める。
- イ **【体罰及び不適切な行為の禁止】** いかなる理由でも、体罰及び不適切な行為（不適切な指導や暴言、行き過ぎた指導）は許されないことを肝に銘じ、生徒指導にあたる。
- ウ **【学校運営への積極的な参加】** 重複も含め連絡・報告・相談を遅滞することなく、スピード感をもって行い、学校運営に主体的に参画する態度を養う。また、分掌等における O J T を推進し、人材育成に努め、組織力の向上を図る。
- エ **【適切な予算の取り扱い】** 予算の計画的な適正な執行に努める。かつ、事務職員と校務支援担当との連携を図り、会計事故の防止に努める。

オ **〔働き方改革〕** 出退勤を記録し在校時間を意識して、自らが業務の効率化（負担軽減）や健康管理に留意するため、自己申告にライフワークバランスについての記入を義務付ける。その内容に基づき、年3回自己申告面接時に達成状況の指導・評価を行う。また、採点支援ソフトを活用し、採点業務の負担軽減を図る。部活動については、部活動ガイドラインに遵守し、保護者等にも理解・協力を求め、墨田区の実施する「部活動地域移行」施策に積極的に対応する。